

令和7年度



三次市病院事業会計予算(案)

三 次 市



## 議案第9号

### 令和7年度三次市病院事業会計予算（案）

#### （総則）

第1条 令和7年度三次市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

##### （1）業務量

|   |          |      |          |      |      |
|---|----------|------|----------|------|------|
| イ | 病床数（許可）  | 328床 |          |      |      |
|   | 一般病床（許可） | 328床 |          |      |      |
| ロ | 患者数      | 年間   | 257,945人 | 1日平均 | 939人 |
|   | 入院患者     | 年間   | 89,060人  | 1日平均 | 244人 |
|   | 外来患者     | 年間   | 168,885人 | 1日平均 | 695人 |

##### （2）建設改良計画

|   |        |           |
|---|--------|-----------|
| イ | 資産購入   | 250,000千円 |
| ロ | 施設整備事業 | 256,781千円 |

#### （収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|     |        | 収 | 入            |
|-----|--------|---|--------------|
| 第1款 | 病院事業収益 |   | 10,573,852千円 |
| 第1項 | 医業収益   |   | 9,820,680千円  |
| 第2項 | 医業外収益  |   | 752,870千円    |
| 第3項 | 特別利益   |   | 302千円        |
|     |        | 支 | 出            |
| 第1款 | 病院事業費用 |   | 11,176,562千円 |
| 第1項 | 医業費用   |   | 11,098,903千円 |
| 第2項 | 医業外費用  |   | 75,357千円     |
| 第3項 | 特別損失   |   | 302千円        |
| 第4項 | 予備費    |   | 2,000千円      |

#### （資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額 445,572 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,206 千円及び過年度分損益勘定留保資金 400,366 千円で補てんするものとする。)

|     |        | 収 入       |
|-----|--------|-----------|
| 第1款 | 資本的収入  | 420,951千円 |
| 第1項 | 企業債    | 297,900千円 |
| 第2項 | 補助金    | 2,750千円   |
| 第3項 | 負担金    | 120,300千円 |
| 第4項 | 長期貸付金  | 1千円       |
|     |        | 支 出       |
| 第1款 | 資本的支出  | 866,523千円 |
| 第1項 | 建設改良費  | 506,781千円 |
| 第2項 | 企業債償還金 | 346,742千円 |
| 第3項 | 長期貸付金  | 12,000千円  |
| 第4項 | 予備費    | 1,000千円   |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                 | 期 間                    | 限 度 額   |
|---------------------|------------------------|---------|
| 医療機器の保守管理業務委託に要する経費 | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |
| 医療事務業務委託に要する経費      | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |
| 洗濯業務委託に要する経費        | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |
| 物品管理業務委託に要する経費      | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |
| 廃棄物収集運搬処分業務委託に要する経費 | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |
| 給食業務委託に要する経費        | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額 |

|                        |                        |                        |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| 中央材料室及び手術室補助業務委託に要する経費 | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 医療検査の業務委託に要する経費        | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 寝具等の賃借に要する経費           | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 医療及び事務機器の賃借に要する経費      | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 情報発信に要する経費             | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 病院内保育運營業務委託に要する経費      | 契約に定める期間<br>(5年を限度とする) | 契約に定める額                |
| 夜間看護補助員業務委託に要する経費      | 令和7年度から<br>令和9年度まで     | 66,000 千円              |
| 薬剤師奨学金返済支援助成金          | 令和7年度から<br>令和15年度まで    | 薬剤師奨学金返済支援助成金の交付決定をした額 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額        | 起債の方法 | 利率   | 償還の方法   |
|-------|------------|-------|--|---|
| 資産購入  | 120,400 千円 | 証書借入  | 年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。 |
| 施設整備  | 177,500 千円 |       |  |   |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,067,243 千円

(2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,466,549 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

| 種類   | 名称            | 数量  |
|------|---------------|-----|
| 医療器械 | 自動細菌同定感受性検査装置 | 1 式 |
| 医療器械 | 静止画画像サーバー     | 1 式 |
| 医療器械 | 透析装置          | 1 式 |

令和7年2月21日提出

三次市長 福岡 誠志